

情報ネットワーク法学会 第20回研究大会 プログラム

(2020年11月28日(土)～29日(日) オンライン開催)

◆11月28日(土)

時間	総会用トラック ※会員のみ
09:20 -09:30	受付開始
09:30 -09:55	情報ネットワーク法学会 2020年総会 ※会員のみ参加可能
09:55 -10:10	休憩

時間	トラック 1	トラック 2
10:00-10:10	受付開始	
10:10 -10:30	【開会挨拶】 情報ネットワーク法学会理事長 中川裕志	
10:30 -11:30	【基調講演】 中央大学国際情報学部教授 須藤修 「AI戦略とDXの在り方」	
11:30 -13:00	休憩	(トラック2は12:50～受付開始)
(13:00-14:30)	個別報告 A (司会：吉井和明前理事、丸橋透前理事)	個別報告 B (司会：斉藤邦史理事、板倉陽一郎前理事)
13:00 -13:30	●個別報告 A-① プロバイダ責任法4条3項(発信者情報をみだりに用いることの禁止)に関する検討(松尾剛行(桃尾・松尾・難波法律事務所))	●個別報告 B-① 本人の知らない個人情報の流通に対する政策の日米欧比較(金子啓子(大阪経済大学))
13:30-14:00	●個別報告 A-② 閲覧制限情報と非公開情報の交錯(星野豊(筑波大学人文社会系))	●個別報告 B-② 大学の個人情報保護関連規程の事例比較—日本と韓国の国立・私立大学の当該規程に表れた利活用に係る規定の態様と国家機関との関係を中心に— (朴炫貞(PARK Hyunjung、パク ヒョンジョン)(成城大学 IR 推進室))
14:00-14:30	●個別報告 A-③ 青少年のネット利用対策(コロナ禍下でのSNS相談を通じての考察)(上沼紫野(虎ノ門南法律事務所(第二東京弁護士会)))	●個別報告 B-③ 信認義務に依拠したプライバシーの再構築—専門家責任に基づく義務論として(佃貴弘(北陸大学))
14:30 -14:45	休憩	休憩
14:45 -16:15	【第1分科会】 インターネット投票実現に向けた最新展望 (インターネット投票研究会)	【第2分科会】 最近のシステム開発取引の実務の変化(改正債権法施行の影響等)(ビジネス法務研究会)
16:15 -16:30	休憩	休憩
16:30 -18:00	【第3分科会】 ウィズコロナを念頭に医療情報の課題整理 (ビジネス法務研究会)	【第4分科会】 コールアウトカルチャーとソーシャルメディア (ソーシャルメディア研究会)

◆11月29日(日)

時間	トラック 1	トラック 2
09:20 - 09:30	受付開始	
(09:30-11:30)	個別報告 C (司会：桑原俊前理事、水谷瑛嗣郎(関西大学/大会実行委員))	個別報告 D (司会：葛大輔理事、日置巴美監事)
09:30-10:00	●個別報告 C-① 「構造上の問題」に挑むーデジタルプラットフォーム規制の欧州アプローチ(王威駒(株式会社 KDDI 総合研究所))	(トラック 2 は 09:50~受付開始)
10:00-10:30	●個別報告 C-② デジタルプラットフォームにおける外国会社登記義務及び国内代表者・代理人指定義務についての考察(板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所, 理研 AIP))	●個別報告 D-① 顔認証技術の適正な利用の促進に向けた法的課題ーポータルランド市顔認証技術禁止条例の検討を通じてー(尾崎愛美(杏林大学))
10:30-11:00	●個別報告 C-③ SNS を介した世論操作と国際法上の干渉原則に関するー考察ーCOVID-19 パンデミックにおけるディスインフォメーション戦略の適法性を中心にー(清水翔(慶應義塾大学大学院法務研究科))	●個別報告 D-② スマートシティのデータガバナンス: Sidewalk Labs によるトロントスマートシティプロジェクトからのー考察(藤井秀之(NRI セキュアテクノロジーズ株式会社))
11:00-11:30	●個別報告 C-④ 選挙に関するフェイクニュース・ディスインフォメーションの法的規制(湯浅壘道(情報セキュリティ大学院大学))	●個別報告 D-③ 航空法 2020 年改正と今後のドローンの利活用に係る法制度設計の課題(寺田麻佑(国際基督教大学))
11:30 - 12:45	休憩	休憩
12:45 - 14:15	【第 5 分科会】 組織間の協創・協業によるデータ活用とコミュニケーションー企業の立場からー(個人情報保護研究会)	【第 6 分科会】 コンピューター・ウイルス罪がはらむ諸問題ーコインハイブ事件控訴審判決と最高裁への上告をめぐってー(ネット社会法務研究会)
14:15 - 14:25	休憩	休憩
14:25 - 15:55	【第 7 分科会】 2020 年発信者情報開示制度改正の最前線(プロバイダ責任制限法研究会)	【第 8 分科会】 サイバー攻撃被害情報の共有と公表に係る諸課題について
15:55 - 16:05	休憩	休憩
16:05 - 17:35	【第 9 分科会】 官民一元化・COVID-19 対応を踏まえた 2000 個問題の再定位(個人情報保護研究会)	【第 10 分科会】 対話知能システムの研究開発及び社会実装のための法社会規範の研究(ロボット法研究会)
17:35-17:40	【閉会挨拶】 第 20 回研究大会実行委員長 石井夏生利	【閉会挨拶】 第 20 回研究大会実行副委員長 中島美香

◆分科会（第 20 回研究大会分科会一覧）

■第 1 分科会 「インターネット投票実現に向けた最新展望」（インターネット投票研究会）

11 月 28 日（土）14:45-16:15

主査：湯淺壘道（情報セキュリティ大学院大学副学長）

要旨：本分科会は、情報ネットワーク法学会インターネット投票研究会の研究成果を報告する機会として開催する。

インターネット投票研究会は、これまでもインターネット投票の実現を目指して研究を続けてきたが、国内では、在外投票へのインターネット投票の導入を目指した実証実験が始まった。自治体においてブロックチェーンを利用したインターネット投票の実証実験が行われている。また海外でも、従来の技術に加えてブロックチェーン技術を利用したインターネット投票の導入が検討され、アメリカ大統領選挙の予備選で採用された例がある。

他方で、各自治体のセキュリティポリシーの相違等を理由として、選挙に関する手続の電子化やネットワーク化には依然として制約が大きい。

本分科会では、インターネット投票の実現に向けた現状と課題について議論を深めることとする。

<登壇者>

- ・湯淺壘道（情報セキュリティ大学院大学副学長）「アメリカ大統領選挙におけるインターネット投票」
- ・市ノ澤充（Vote For 代表取締役）「自治体における実証実験について（仮）」
- ・高選圭（世宗大学校教授）・李元兌（韓国情報通信政策研究院研究委員）「韓国のインターネット投票実証実験（仮）」
- ・河村和徳（東北大学准教授）「選挙管理委員会の体制（仮）」

■第 2 分科会 「最近のシステム開発取引の実務の変化（改正債権法施行の影響等）」（ビジネス法務研究会）

11 月 28 日（土）14:45-16:15

主査：齊藤邦史（慶應義塾大学准教授）、企画：伊藤雅浩（弁護士 シティライツ法律事務所）

要旨：2020 年 4 月に改正債権法が施行された。また、近時は大規模のシステム開発紛争に関わる複数の下級審判決が出されている。実務的には、企業の情報システムが、従来型のウォーターフォール型開発、オンプレミスによる提供から、アジャイル型の開発やクラウド形式での提供へと変容し、それに応じた契約書ひな形も整備されつつある。

本分科会では、こうした変化がシステム開発取引の契約実務に与えた影響と、紛争予防の観点から注意すべき点を検討する。具体的には、瑕疵担保責任から契約不適合責任へと変更されたことによる影響、仕様変更に関わる問題や、クラウド提供契約における問題点等を取り上げる。<登壇者>

- ・伊藤雅浩（弁護士 シティライツ法律事務所）
- ・影島広泰（弁護士 牛島総合法律事務所）
- ・大井哲也（弁護士 TMI 総合法律事務所）

■第 3 分科会 「ウィズコロナを念頭に医療情報の課題整理」（ビジネス法務研究会）

11 月 28 日（土）16:30-18:00

主査：齊藤邦史（慶應義塾大学准教授）、企画：落合孝文（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士）

要旨：コロナの収束は当面見込めず、コロナ下での対応が続くと見込まれる。コロナ対応には医療情報等の情報利活用による対応も求められるところであり、法制度上の裏付けも含めて議論が必要となる。

本分科会では、医療情報に関して、政府の政策的対応の状況を振り返りつつ感染症対応に関連する法制度と、現在解釈で行われている内容を確認する。また、医療情報の利活用に関する基本的な法制度の議論を行う。

この上で、情報利活用に対応してコロナ対応を進めようとした事例として COCOA アプリを題材に、プライバシーに関する整理や明らかになった課題などを議論する。そして、今後の医療情報等の公益利用について、世界経済フォーラム第四次産業革命センターが提唱する APPA (Authorized Public Purpose Access) も紹介する。

さらに、現在進んでいる医療情報の活用に向けた規制改革や、医療情報基盤の整備の見通しも報告しつつ、報告者間でこれらを踏まえた討議を行うものである。

<登壇者>

- ・吉峯耕平（田辺総合法律事務所 弁護士）「コロナに関連する政府対応の動向と、感染症関連の制度の整理」
- ・藤田卓仙（慶應義塾大学特任講師）「接触確認アプリ COCOA の論点、APPA の議論の紹介」
- ・板倉陽一郎（ひかり総合法律事務所 弁護士、理研 AIP 客員主管研究員）「医療情報に関する法制度の整理」
- ・落合孝文（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士）「医療情報分野での規制改革や連携基盤整備に関する議論の動向」

■第 4 分科会 コールアウトカルチャーとソーシャルメディア（ソーシャルメディア研究会）

11月28日(土) 16:30-18:00

主査：一戸信哉(敬和学園大学教授)

要旨：著名人や文化人などをターゲットに、過去のSNS上での投稿を取り上げて糾弾する現象が、「コールアウトカルチャー」として注目されるようになってきている。いわゆる「炎上」の一つであるが、過去の投稿を、その当時の文脈から切り離し、本人の攻撃材料に使うことについて、批判も多い。

ソーシャルメディア研究会では、「つながりの再設計」をテーマにした研究活動を行ってきたが、この現象は「再設計」がうまく機能せず、意図せぬ形で接続されて問題化していく現象と見ることもできる。現状と課題について議論する。

<登壇者>

- ・一戸信哉(敬和学園大学教授)「コールアウトカルチャーとソーシャルメディア」
- ・治部れんげ(ジャーナリスト)「企業とSNSユーザーの認識ギャップ」
- ・中川謙(多摩大学准教授)「コールアウトカルチャーとアイデンティティ - 正しくないことを包摂する文化圏」
- ・山口浩(駒澤大学教授)「コールアウトカルチャーの背景」

■第5分科会 組織間の協創・協業によるデータ活用とコミュニケーション～企業の立場から～(個人情報保護研究会)

11月29日(日) 12:45-14:15

主査：藤村明子(NTTセキュアプラットフォーム研究所 主任研究員、理研AIP客員研究員)

要旨：パートナーとの協創を前提としたデータ活用の価値創出が進んでいく中で、事業者間のデータ移転やユーザーの受容性を促すコミュニケーションのあり方などが各組織での課題となっている。

本分科会では、これらを推進する企業の現場の担当者らが、当該施策を企画、準備、実行していく過程で生じた実務

上の課題や悩み、それをカバーするために検討及び実施したことについて述べあい、その中で、事業者の実務の立場か

ら社会に問いかけてほしいこと、理解を促してほしいことなどについて共有、議論することを狙いとする。

<登壇者>

- ・藤村明子(NTTセキュアプラットフォーム研究所主任研究員、理研AIP客員研究員)
- ・板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所 弁護士、理研AIP客員主管研究員)
- ・加藤俊介(NTTドコモ)
- ・関原秀行(LINE株式会社)
- ・海賀裕史(ヤフー株式会社)

■第6分科会 コンピューター・ウイルス罪がはらむ諸問題—コインハイブ事件控訴審判決と最高裁への上告をめぐって—(ネット社会法務研究会)

11月29日(日) 12:45-14:15

主査：高野一彦(関西大学教授)、企画：壇俊光(北尻総合法律事務所 弁護士)

要旨：刑法168条の2「不正指令電磁的録作成等罪(以下、コンピューター・ウイルス罪)」をめぐり一連のコインハイブ事件では、一審の横浜地裁判決において無罪判決を獲得したものの、その後の控訴審(東京高裁)における判決では、一転して有罪判決が下されている。その後、この判決を不服として被告人側が、最高裁への上告を行っている。本分科会においては、コインハイブ事件の一審と控訴審の評価と最高裁への上告にあたってのコンピューター・ウイルス罪がはらむ様々な問題点につき、議論を深めたいと考えている。そのため本分科会では、被告人側の主任弁護士である平野敬氏に最高裁上告への経緯について、上平加奈子氏には同氏をご担当されたアンドロイドアナライザー事件を踏まえた実務家からの懸念について、コインハイブ事件の上告にあたり意見書を執筆した斎藤司と水谷瑛嗣郎の両氏には、それぞれ刑事法と憲法学の観点からコンピューター・ウイルス罪に関する問題点について、ご報告いただくことを検討している。

<登壇者>

- ・平野敬(電羊法律事務所 弁護士)「コンピューター・ウイルス罪がはらむ諸問題(最高裁への上告にあたって)」(仮)
- ・上平加奈子(本間・竹森法律事務所 弁護士)「コンピューター・ウイルス罪がはらむ諸問題(法律実務家の観点から)」(仮)
- ・斎藤司(龍谷大学教授)「コンピューター・ウイルス罪がはらむ諸問題(刑事法の観点から)」(仮)
- ・水谷瑛嗣郎(関西大学准教授)「コンピューター・ウイルス罪がはらむ諸問題(憲法学の観点から)」(仮)
- ・壇俊光(北尻総合法律事務所 弁護士)

■第7分科会 2020年発信者情報開示制度改正の最前線（プロバイダ責任制限法研究会）

11月29日（日）14:25-15:55

主査：板倉陽一郎（ひかり総合法律事務所 弁護士，理研AIP客員主管研究員）

要旨：発信者情報開示制度については、制度制定以降、省令の小幅な改正のみが行われてきた。2020年4月に設置された総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」についても、同様の小規模な省令改正を見込んでいたと思われるが、設置直後に発生した、いわゆるリアリティーショーに起因する芸能人の自裁事件等を受けて、省令・電気通信分野における個人情報保護法ガイドラインの改正がなされるだけでなく、新たな裁判手続についての検討をも含んだ改正の議論が進んでいる。本分科会では、「2020年発信者情報開示制度改正の最前線」として、総務省研究会の議論を受けて、特に「新たな裁判手続」について深く検討する。

<登壇者>

- ・曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科教授）「総務省『発信者情報開示の在り方に関する研究会』総括」
- ・中澤佑一（戸田総合法律事務所 弁護士）「『新たな裁判手続』について①」
- ・清水陽平（法律事務所アルシエン 弁護士）「『新たな裁判手続』について②」
- ・神田知宏（小笠原六川国際総合法律事務所 弁護士）「近時の裁判例について」
- ・板倉陽一郎（ひかり総合法律事務所 弁護士，理研AIP客員主管研究員）「消費者法分野の議論」
- ・壇俊光（北尻総合法律事務所 弁護士）

■第8分科会 サイバー攻撃被害情報の共有と公表に係る諸課題について

11月29日（日）14:25-15:55

企画：蔦大輔（森・濱田松本法律事務所 弁護士）

要旨：直近では、サイバー攻撃を受けた被害組織による公式発表前に、「二重の脅迫」を行うランサムウェア攻撃等を通じた外部からのリークにより被害または窃取された情報が公開されるケースも増えている。

企業としては、法令や制度、社会的責任などの観点から被害情報の速やかな報告や公表が求められるが、情報を出すことはリスクであり、そのメリット・デメリットを考慮する必要がある。

また、攻撃に関する脅威情報などを他の組織に共有する情報共有活動への積極的な参加が重要視される一方で、サイバー攻撃の被害組織は、攻撃を受けたことに関連する情報をどこまで共有できるのか（警察組織に対する情報提供を含め）について難しい判断に迫られるケースが多い。

社外に対する情報の発信・提供活動には様々な種類があるが、それらが「情報共有」というあいまいな用語でひとくくりにされ、各々の意義やメリット・デメリット等を深く分析しないまま、「情報共有の是非」という文脈で議論されることが多いが、各々について理解を深めないと、被害組織や顧客を二次被害から守る、同様の攻撃を受けた他の被害組織を守るという情報共有活動の大きな目的を達成できないまま、徒に情報の外部公表などが行われてしまう懸念がある。

そこで、本分科会は、インシデント事例のケーススタディを元に、サイバー攻撃による被害を受けた企業が有する情報の「共有」または「公表」に関係する様々な課題について議論を行う場を設けることとした。

<登壇者>

- ・佐々木勇人（一般社団法人JPCERT コーディネーションセンター 早期警戒グループマネージャー）
- ・蔦大輔（森・濱田松本法律事務所 弁護士、前内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター 上席サイバーセキュリティ分析官）
- ・佐々木将宣（総務省サイバーセキュリティ統括官室 統括補佐）
- ・西野真一郎（経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課 課長補佐）

■第9分科会 官民一元化・COVID-19対応を踏まえた2000個問題の再定位（個人情報保護研究会）

11月29日（日）16:05-17:35

主査：藤村明子（NTTセキュアプラットフォーム研究所 主任研究員）

要旨：政府レベルでの個人情報保護法制の官民一元化については、2021年通常国会への法案提出を前提に、内閣官房「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」で議論が重ねられている。他方、地方公共団体の個人情報保護制度については、個人情報保護委員会「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」で議論がなされたが、取りまとめ等に至らず、前述TFにおいて年内議論とされた。2020年7月の「成長戦略フォローアップ案」「規制改革推進に関する答申」でも、「条例の法による一元化」に言及されており、地方公共団体の個人情報保護法制の縦割り状況、いわゆる2000個問題は最終局面に入っている。この間、COVID-19対応におけるCOCOAやHER-SYSといった技術的対応についての、厚生労働省と現場保健所の混乱も問題となった。本分科会では、官民一元化・COVID-19対応を踏まえた2000個問題の再定位を行う。

<登壇者>

- ・鈴木正朝（新潟大学教授）「2000個問題総括」

- ・板倉陽一郎（ひかり総合法律事務所 弁護士，理研 AIP 客員主管研究員）「個人情報保護法制官民一元化の検討状況」
- ・湯浅壘道（情報セキュリティ大学院大学副学長）「COVID-19 対応と 2000 個問題」
- ・岡本正（銀座パートナーズ法律事務所 弁護士）「災害法制と 2000 個問題，災害としての COVID-19」

■第 10 分科会 対話知能システムの研究開発及び社会実装のための法社会規範の研究（ロボット法研究会）

11 月 29 日（日）16:05-17:35

主査：新保史生（慶應義塾大学教授）

要旨：高度な対話メディアを実装した機械の普及は、ものづくり、流通、製造、情報通信、ビジネス、金融、医療、移動、科学技術などあらゆる分野に応用が可能である。

スマートスピーカーは本来期待されていた機能を実現できていないものの、音声認識の精度は飛躍的に向上しつつある。しかし、言語には常にその解釈に曖昧性がつきまとい、文脈を無視して対象となる言葉の意味を解釈すると大きな勘違いを引き起こすことが頻繁に生じる。人間のような意図や欲求を推定する機能を具備した対話メディアの研究開発の進展により、例えば、人間の発話に対して、一貫性を持った推論・評価・価値観を通じて応答する対話型エージェントの構築が進んでいる。これまでのコマンド応答型のロボット・AI とは異なり、自律したコミュニケーション・パートナーとして法律行為も含めた様々な活動を担う可能性があることから、対話知能システムを社会において利用するための法的側面からの研究が必要となる。

そこで、第 6 回ロボット法研究会では、対話知能システムの研究開発及び社会実装のための法社会規範の研究について議論を行う場を設けることとした。

<登壇者>

- ・新保史生（慶應義塾大学教授）
- ・石黒浩（大阪大学教授）
- ・加藤隆之（東洋大学教授）
- ・原田伸一郎（静岡大学准教授）
- ・長島光一（帝京大学講師）

◆個別報告（第20回研究大会個別報告一覧）

11月28日（土）13:00-14:30

■A プライバシー、青少年インターネット（司会：吉井和明前理事、丸橋透前理事）

A-① 13:00-13:30 プロバイダ責任法4条3項（発信者情報をみだりに用いることの禁止）に関する検討

○松尾剛行（桃尾・松尾・難波法律事務所）

A-② 13:30-14:00 閲覧制限情報と非公開情報の交錯

○星野豊（筑波大学人文社会系）

A-③ 14:00-14:30 青少年のネット利用対策（コロナ禍下でのSNS相談を通じての考察）

○上沼紫野（虎ノ門南法律事務所（第二東京弁護士会））

11月28日（土）13:00-14:30

■B データ保護（司会：齊藤邦史理事、板倉陽一郎前理事）

B-① 13:00-13:30 本人の知らない個人情報の流通に対する政策の日米欧比較

○金子啓子（大阪経済大学）

B-② 13:30-14:00 大学の個人情報保護関連規程の事例比較—日本と韓国の国立・私立大学の当該規程に表れた利活用に係る規定の態様と国家機関との関係を中心に—

○朴炫貞（PARK Hyunjung、パク ヒョンジョン）（成城大学 IR推進室）

B-③ 14:00-14:30 信認義務に依拠したプライバシーの再構築—専門家責任に基づく義務論として

○佃貴弘（北陸大学）

11月29日（日）09:30-11:30

■C SNS、デジタルプラットフォーム（司会：桑原俊前理事、水谷瑛嗣郎（関西大学/大会実行委員））

C-① 9:30-10:00 「構造上の問題」に挑む—デジタルプラットフォーム規制の欧州アプローチ

○王威駟（株式会社KDDI 総合研究所）

C-② 10:00-10:30 デジタルプラットフォームにおける外国会社登記義務及び国内代表者・代理人指定義務についての考察

○板倉陽一郎（ひかり総合法律事務所）

C-③ 10:30-11:00 SNSを介した世論操作と国際法上の不干涉原則に関する一考察—COVID-19パンデミックにおけるディスインフォメーション戦略の適法性を中心に—

○清水翔（慶應義塾大学 大学院 法務研究科）

C-④ 11:00-11:30 選挙に関するフェイクニュース・ディスインフォメーションの法的規制

○湯淺壘道（情報セキュリティ大学院大学）

11月29日（日）10:00-11:30

■D スマートシティ（司会：蔦大輔理事、日置巴美監事）

D-① 10:00-10:30 顔認証技術の適正な利用の促進に向けた法的課題—ポートランド市顔認証技術禁止条例の検討を通じて—

○尾崎愛美（杏林大学）

D-② 10:30-11:00 スマートシティのデータガバナンス：Sidewalk Labsによるトロントスマートシティプロジェクトからの一考察

○藤井秀之（NRI セキュアテクノロジーズ株式会社）

D-③ 11:00-11:30 航空法2020年改正と今後のドローンの利活用に係る法制度設計の課題

○寺田麻佑（国際基督教大学）

注意事項

- ◇ 登壇者へのご質問は、Q&A 機能をご利用下さい。進行にあわせて司会が承ります。
- ◇ 録画(動画・静止画、スクリーンショット含む)・録音はご遠慮下さい。
- ◇ 管理目的で録画を行いますので、ご了承ください
- ◇ 個別のお問い合わせは、研究大会実行委員会 (taikai-info@in-law.jp) までご連絡下さい。

以上